

一般社団法人 22 世紀先端医療情報機構 個人会員規約

（目的）

第 1 条 本規約は、一般社団法人 22 世紀先端医療情報機構（以下、「当法人」とします。）の定款第 5 条に定められた個人会員に対して、必要な事項を定めることを目的としたものです。

（本規約の範囲）第 2 条 本規約は、当法人に個人会員として入会した者が、個人会員として行う一切の行為に適用されます。

（個人会員の種別）

第 3 条 個人会員は、当法人の目的に賛同して、当社団が提供するサービスの提供を受ける個人とし、以下の種別を設けます。

- （1）個人会員 A 第 7 条に定めるコネクトサービスを含む当社団の個人会員向けサービスの提供を受ける個人会員
- （2）個人会員 B 第 7 条に定めるコネクトサービス以外の当社団の個人会員向けサービスの提供を受ける個人会員

（入会）

第 4 条 当法人の個人会員になるには、当法人所定の様式による申込みを行い、審査等所定の手続きを経るものとします。

（会員資格）

第 5 条 個人会員の入会資格は、医療機関に勤務する医師・看護師・薬剤師等の医療に従事するもの、医療に関連する研究機関で研究員として勤務するもの、医療に関連する大学校等の教育機関で研究するものもしくは通学するものとします。

（入会金・年会費等）

第 6 条 個人会員が納入する入会金はありません。

2 年会費は、第 3 条に定める会員種別毎に以下のとおりといたします。

- （1）個人会員 A 無償
- （2）個人会員 B 年額 10,000 円

3 年会費は、毎年 7 月 1 日から 6 月 30 日までを基準日とし、途中入会及び途中解約による日割り計算は実施いたしません。

（コネクトサービス）

第 7 条 第 3 条に定める個人会員 A は、以下のコネクトサービスを受けるものとします。

- （1）企業等の依頼を受け当団体及び Education Online 株式会社が実施するインタビュー、アンケート調査等の任意による協力
- （2）企業等が実施する研究会・勉強会・セミナー・イベントの告知、案内
- （3）企業等が実施する研究会・勉強会・セミナー・イベントの演者等の役割者としての紹介
- （4）その他、企業等に依頼事項に対する任意による協力

（退会）

第 8 条 個人会員は、所定の手続きを経ていつでも退会することができます。

(除名)

第 9 条 個人会員が次の各号のいずれかに該当する場合、当法人は所定の手続きを経て、何等の催告なしに当該個人会員を除名することができるものとします。

- (1) 当法人の定款、本規約、および、その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、または、当法人の目的に反する行為があった場合
- (3) その他正当な事由がある場合

2 当法人が前項または第 18 条第 2 項により個人会員を除名した場合、当法人は、当該個人会員に対し当該除名事由に伴って生じた損害の賠償を請求することができます。

(会員資格の喪失)

第 10 条 個人会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は会員資格を喪失するものとします。

- (1) 第 6 条に規定される年会費を 2 年以上滞納したとき
- (2) 第 8 条の規定により退会したとき
- (3) 第 9 条の規定により除名されたとき
- (4) 個人会員が、死亡したとき
- (5) 当法人の正会員全員が同意したとき
- (6) 当法人が解散したとき

(変更の届出)

第 11 条 個人会員は、その氏名もしくは名称、住所、所属及び連絡先等、当法人への届出事項に変更が生じた場合には、遅滞なく所定の変更手続を行うものとします。

- 2 当法人は、個人会員が前項の変更手続を行わなかったこと及び誤りがあることによって個人会員に生じた不利益については、一切の責任を負いません。
- 3 当法人は、本条第 1 項の変更手続を行わなかったこと及び誤りがあることによって当法人に生じた不利益については、遡って請求ができるものとします。

(会員情報の取り扱い)

第 12 条 当法人は、当法人の保有する個人会員の個人情報を、当法人が別途定める個人情報の利用目的の範囲内で利用いたします。

- 2 個人会員は、自己が当法人に提供した個人情報が正確であることを保証するものとします。当法人は当該情報が不正確であることによって個人会員または第三者に生じる損害について一切責任を負いません。
- 3 第 3 条に定める個人会員 A は、第 7 条に定めるコネクトサービスを受けるために第三者に個人情報を提供することについて同意するものとします。(禁止事項)

第 13 条 個人会員は、次に定める行為を行ってはなりません。

- (1) 会員資格に基づく一切の権利または義務を、第三者に譲渡または貸与し、担保等に供すること
- (2) その他、当法人での活動において、他者が所有するあらゆる権利を侵害するなどの法律違反行為、またはそのおそれのある行為

2 前項の規定は、個人会員が会員資格を喪失、退会、除名された後もなお効力を有するものとします。

(損害賠償)

第 14 条 個人会員が、当法人の提供するサービスの利用において故意または過失により、当法人、他の会員もしくは第三者に損害を与えた場合、当該個人会員はその損害を賠償しなければなりません。

(免責)

第 15 条 次に掲げる事由により個人会員が被った損害について、当法人は一切の責任を負いません。

- (1) 当法人の提供するサービスを利用することによって生じた何らかのトラブル等
- (2) 地震、水害等の天変地異や火災、暴徒等の不可抗力による災害、停電、盗難、インターネット接続設備などの IT インフラ通信設備機器やその他諸設備機器の不調、損壊または故障、偶発事故、その他当法人の責めに帰すことのできない事由
- (3) 他の個人会員または第三者の故意または過失

(反社会的勢力の排除)

第 16 条 個人会員は、当法人に対し次の各号の事項を確約するものとします。

- (1) 個人会員または個人会員が所属する企業および団体で自らまたはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、会員資格を取得するものではないこと。

2 個人会員が、本条第 1 項または本条第 2 項に違反した場合、当法人は何等の催告なしに当会員を除名することができるものとします。

(秘密情報)

第 17 条 本規約において「秘密情報」とは、個人会員自らが秘匿したい情報の全て、および、個人会員の利用期間中に、個人会員が知り得た当法人または他の会員に関する有形無形の技術上、営業上、その他一切の情報をいいます。

2 個人会員は当法人が主催もしくは協賛するイベント等を通じて得られる情報の中に、秘密情報が含まれている可能性があることをあらかじめ認識することとします。また、個人会員が、当法人がイベント・プログラム等を通じて得られた情報を自らの事業に活用する場合、必要に応じて相手方に確認する等、他の会員の権利を侵害しないように努めなければならないこととします。

3 本条の規定にかかわらず、以下に該当することを個人会員が証明することのできる情報は、秘密情報に含まれないものとします。

- (1) 開示の時点ですでに公知の情報、またはその後個人会員の責によらずして公知となった情報
- (2) 個人会員が、第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
- (3) 開示の時点ですでに個人会員が保有している情報
- (4) 個人会員が、開示された情報によらずして独自に開発した情報
- (5) 当法人が、第三者に対し秘密保持義務を課すことなく開示した情報

(準拠法及び合意管轄)

第 18 条 本規約の準拠法は、日本法とします。また、本規約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

(規程外事項)

第 19 条 本規約に定めのない事項の解釈に疑義を生じたときは、当法人および個人会員は、誠意を持って協議し、その解釈にあたるものとします。

(変更等)

第 20 条 当法人は、理事会の承認を得て本規約の内容を変更、追加または削除することがあります。

【附則】

本規約は、2022 年 9 月 1 日より施行するものとします。

以 上